



通信

国民年金が変わります！

国民年金保険料が変更されます！

平成17年度の保険料は月額13,580円（平成16年度13,300円）です。平成17年度から平成29年度まで毎年280円ずつ引き上げられる予定となっております。

保険料の引き上げは、今後さらに進行するとされる高齢化や支え手となる現役世代の減少という少子化問題を見据え、給付と負担のバランスを取り、年金制度を恒久的なものとするうえで必要な措置とされております。

保険料の割引制度に口座振替割引が加わります！

例えば、平成17年度1年分を平成17年4月に口座振替で前納した場合には、通常の前納（平成17年度：2,890円）に比べて530円加算された3,420円が割引となります。

この割引を利用するためには、平成17年3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要がありますので、お早めにお申し込みください。（3月末日近くのお申し込みは登録が間に合わないことがあります。特に金融機関を経由してお申し込みをする場合は、お早めに願います。）

なお、既に口座振替で前納されている方は、届出の必要はありません。また、国民年金基金の掛金と国民年金保険料を合わせて口座振替している方で、国民年金保険料を前納に変更する場合は、3月18日必着で基金への申し込みが必要となります。さらに、毎月、口座振替により保険料を納めている方についても、通常の「当月保険料を翌月末日」引き落とす口座振替から「当月保険料を当月末」引き落とす早割口座振替を利用することにより、毎月の保険料が40円割引となります。

若年者納付猶予制度が導入されます！

これまで、20歳代の方で所得が一定額以上の世帯主（親など）と同居している場合、保険料免除の適用はありませんでしたが、平成17年4月以降の保険料について、20歳代の方で本人の所得が一定額以下（所得57万円、給与収入で122万円）の場合は、世帯主の所得に関わらず納付を猶予し、負担できることとなった時点（10年間）で保険料の追納を可能とする「若年者納付猶予制度」が導入されます。

詳しくは、役場町民課福祉住民係（☎5-1111内線158）にお問い合わせください。

制度の適用を受けることにより、仮に、障害や死亡といった不慮の事態が生じたとしても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができ、万が一の時も安心です。

第3号被保険者の特例届出が実施されます！

これまで、第3号被保険者の届出が遅れたときには、2年前までさかのぼって納付期間とされていましたが、今回の改正で2年以上前の期間も第3号被保険者納付期間として取り扱い、将来その分の年金を受給できるようになります。

現在、社会保険庁で既に第3号被保険者に該当しているながら保険料未納期間のある方として登録されている場合は、自動的に保険料納付済み期間への変更が行われ、平成17年4月下旬にお知らせが送付されます。

特別障害給付金制度が創設されます！

これまで、国民年金制度の発展過程において、当時任意加入とされていたため国民年金に加入していなかった方々（詳しくは広報「ほろのべの窓」平成16年9,10月の「ねんきん通信」をご覧下さい。）で、その期間中に障害基礎年金等に該当する障害を負いながら、未加入のため障害給付を受給できなかった障害者に対して福祉的措置として給付金の支給を行うこととなります。対象者は、

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であつた学生
- ・昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であつた厚生年金保険等加入者の配偶者であつて、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1,2級相当の障害の状態にある方です。

請求書の受付は、平成17年4月1日から開始されますが、給付金は請求書を受付した月の翌月から支給となりますので、請求をする方は、お早めに請求書を提出願います。（5月に請求した場合は6月分からの支給となります。）

支給額は、障害の程度が1級に該当する場合は5万円（月）、障害の程度が2級に該当する場合は4万円（月）です。給付金は、偶数月に前2カ月分が支給されます。

給付金を受ける権利は、5年を経過した時点で、時効により消滅することとなりますので、ご注意願います。

ご寄付ありがとうございます
1月

◇社会福祉に

〔香典返しの一部〕

阿部 純一さん（母）	森田 真美さん（夫）
字問寒別	元 町

戸籍の窓
1月

★ご結婚おめでとう

岡田 安澄さん	武田 栄
（栄）町	（栄）町

★お悔やみ申し上げます

阿部 キヨメさん（83歳）	森田 嘉彰さん（45歳）
宇賀郡	元 町

